別表第三第三項二十五号の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 二十五　削除 | 二十五　削除 |

別表第三第三項第三十七号の項に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 三十七の二　第七条の三第一項第一号の二の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等 | 三十七の二　地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。 |
| 三十七の三　第七条の三第一項第一号の三の液化水素の貯槽を設置した室の防水措置 | 三十七の三　液化水素の貯槽を設置した室の防水措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。 |
| 三十七の四　第七条の三第一項第一号の四の貯槽内の液化水素の温度上昇防止の措置 | 三十七の四　貯槽内の液化水素の温度が上昇しないような措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 |

別表第三第三項第五十二号の三の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 五十二の四　第七条の三第一項第十六号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充塡する場所等との間の障壁 | 五十二の四　圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充塡する場所又は当該ガスの充塡容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。 |
| 五十二の五　第七条の三第一項第十七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置 | 五十二の五　水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 |

別表第三第三項第五十三号の三を同表第三項第五十三号の二を同表第三項第五十三号の三に改め、同表第三項第五十三号の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 五十三の二　第七条の三第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち第三十七号の二から第三十七号の四まで及び第五十二号の五に掲げるもの | 五十三の二　第三十七号の二から第三十七号の四まで及び第五十二号の五に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 |

別表第三第三項第八十四号の項中「の障壁」を「の障壁等」に改め、「検査する。」の下に「なお、圧縮機又は蓄圧器とディスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。」を加え、同表第三項の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 3の2　製造設備が移動式製造設備である製造施設 | |
| 一　第八条第一項第四号の特定不活性ガスの製造施設の消火設備 | 一　特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。 |

（コンビナート等保安規則の一部改正）

**第六条**　コンビナート等保安規則の一部を次のように改正する。

「の通る」を「が通る」に改める。

第二条第一項第一号中「該当するもの」の下に「（フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを除く。）」を加え、同項第二号中「じよ限量が百万分の二百以下のもの」を「毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物」に改め、同項第三号中「可燃性のもの」を「可燃性ガス」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　特定不活性ガス　不活性ガスのうち、次に掲げるもの

イ　フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ

ロ　フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ

ハ　フルオロカーボン三十二

第二条第一項第十九号中「イからトまで」を「イからチまで」に改め、トの次に次のように加える。

チ　水電解水素発生昇圧装置（水の電気分解により水素及び酸素を発生し、かつ、発生した水素のみの圧力を上昇する装置をいう。以下同じ。）　$Q_{15}=W_{15}\times 24$

第二条第一項第十九号備考中「及び$Q_{14}$」を「、$Q_{14}$、$Q_{15}$及び$W_{15}$」に改め、同号に次のように加える。

$Q_{15}$　水電解水素発生昇圧装置の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）

$W_{15}$　水電解水素発生昇圧装置の能力の数値（水電解水素発生昇圧装置の能力は、水電解水素発生昇圧装置の性能曲線における最大稼働した場合の水素製造量の値とする。）（単位　立方メートル毎時）

第五条第一項第四号中「次の図における」を削り、「じよ限量が百万分の一以下の毒性ガスにあつては$L_1$、百万分の一を超え百万分の五十以下の毒性ガスにあつては$L_2$、百万分の五十を超え百万分の二百以下の毒性ガスにあつては$L_3$によつて表される距離（単位　メートル）」を「次に掲げる算式により得られたもの」に改め、ロ中の図を削り、ロに次のように加える。

(イ)　$0 \leqq X < 1{,}000$の場合　$L = 70 + 4\sqrt{10}$

(ロ)　$1{,}000 \leqq X < 10{,}000$の場合　$L = 70 + \frac{2}{5}\sqrt{X}$

(ハ)　$10{,}000 \leqq X$の場合　$L = 110$

第五条第一項第四号ロ備考を次のように改める。

備考　これらの式において、L及びXは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L　ガス設備の外面から保安物件までの距離（単位　メートル）

X　貯蔵能力（単位　圧縮ガスにあつては立方メートル、液化ガスにあつてはキログラム）又は処理能力（単位　立方メートル）

第五条第一項第十四号中「可燃性ガスの製造設備（可燃性ガス」を「可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備（可燃性ガス又は特性不活性ガス」に、「若しくは可燃性ガス」を「若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガス」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

第五条第一項第二十二号中「不活性ガス」の下に「（特定不活性ガスを除く。）」を加え、同項第二十九号中「可燃性ガス」の下に「又は特定不活性ガス」を加え、同項第三十三号中「酸素又は不活性ガス」を「不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は酸素」に、「及び毒性ガス」を「、毒性ガス及び特定不活性ガス」に改め、同項第四十号中「不活性ガスにより」を「不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により」に改め、同項第四十七号中「可燃性ガス」の下に「及び特定不活性ガス」を加え、同項第五十一号中「可燃性ガス」の下に「又は特定不活性ガス」を加え、同項第五十三号中「又は経済産業大臣が定める毒性ガス」を「、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガス」に改め、同項第五十四号の次に次の一号を加える。

五十四の二　特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。